

熊本県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 19 条第 1 項の規定により、ウォーターサークルくまもと株式会社に熊本県有明・八代工業用水道運営事業に係る公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表します。

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 公共施設等の名称

有明工業用水道及び八代工業用水道

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

公共施設等運営権 設定対象施設	立地及び配置	規模（給水能力）
有明工業用水道（県が所有する部分に限る。）	1 白石堰取水口、取水トンネル、沈砂池、導水トンネル、導水ポンプ場及び導水管 玉名市月田から玉名市石貫まで 2 上の原浄水場 玉名市石貫744番地 3 送水管、接合井、配水トンネル及び金山分水場 玉名市石貫から荒尾市金山まで 4 配水本管及び支管 荒尾市金山から荒尾市水野ほか各給水先まで	1日当たり33,860立方メートル
八代工業用水道（県が所有する部分に限る。）	1 萩原接合井及び導水管路 八代市萩原町一丁目から八代市郡築一番町まで 2 白島浄水場 八代市郡築一番町138番地1 3 配水本管及び支管 八代市郡築一番町から八代市新港町ほか各給水先まで	1日当たり27,300立方メートル

3 公共施設等運営権者

所在地 熊本県荒尾市荒尾2014番地1

名称 ウォーターサークルくまもと株式会社

代表者 代表取締役 松尾晃政

4 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

- (1) 統括マネジメントに係る業務
- (2) 工業用水等の供給に係る業務
- (3) 施設の更新に係る業務

5 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 令和3年4月1日から令和23年3月31日まで
- (2) (1)にかかわらず、不可抗力の発生その他存続期間の延長を必要とする事由が生じた

場合には、熊本県及び公共施設等運営権者が協議の上、合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし、その期間は、5年を超えることができない。